# 宇治市監査委員公表第2号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 11 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

平成 30 年 2 月 22 日

宇治市監査委員
小 山 茂 樹 森 真 二 水 谷 修

#### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

#### 第2 監査の対象

平成29年度健康長寿部及び教育部の財務に関する事務の執行について

#### 第3 監査の実施期間

平成29年11月2日から同年12月21日まで

# 第4 監査の概要

この監査は、健康長寿部年金医療課及び国民健康保険課における事務事業の うち、主として平成29年4月1日から同年9月30日までの財務に関する事務 及び教育部学校教育課(学校実地監査)を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、 証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査並びに実地調査を実施した。

## 第5 監査の結果

今回の監査は、次の項目について実施した。

子育て支援医療費支給費支出状況 (年金医療課)

葬祭費·出産育児一時金支出状況(国民健康保険課)

補助金支出状況

委託料支出状況

備品管理状況

学校実地監查

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、 今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分 検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行 されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根 拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理 が実現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検するなど、前 例踏襲によらず、常に工夫や改善をすることが求められており、監督者の役割 が重要であると考えられる。そのことをしっかり受け止めるとともに、職員一 人ひとりが問題意識を持ち、それぞれの業務に生かして市民の信頼に応えられ るよう要望する。

## 1 年金医療課

(1) 子育て支援医療費支給費支出状況について 特になし。

なお、平成 26 年度の前回定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

## (2) 補助金支出状況について

医療機関からの請求の遅れが見受けられた。適正な処理を図るよう努められたい。

また、「宇治市後期高齢者医療制度被保険者への半日人間ドック受診補助金交付に関する規程」に沿って事業が実施されているものの、実施内容の一部に「宇治市補助金等交付規則」と異なる取扱いがなされているものが見受けられた。規程と規則の関係を整理されたい。

なお、医療機関への支払金については、医療機関との間の覚書において委託料と明記されており、支払金を補助金とした規程及び予算措置と 矛盾するため、整理を図られたい。

- (3) 委託料支出状況について 特になし。
- (4) 備品管理状況について 特になし。

## 2 国民健康保険課

(1) 葬祭費・出産育児一時金支出状況について 特になし。

なお、平成26年度の前回定期監査において、葬祭費に関して前渡資金の年度別管理が不十分な状況が見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

#### (2) 補助金支出状況について

平成26年度の前回定期監査等において、医療機関からの請求の遅れが 見受けられたと指摘した点については、今回も見受けられた。適正な処 理を図られるよう強く求める。

また、医療機関への支払金については、医療機関との間の覚書におい

て委託料と明記されており、支払金を補助金とした「宇治市国民健康保険半日人間ドック及び脳ドック受診補助金交付規則」及び予算措置と矛盾するため、整理を図られたい。

- (3) 委託料支出状況について 特になし。
- (4) 備品管理状況について 特になし。

# 3 学校教育課

(1) 学校実地監査について

宇治中学校、西宇治中学校、三室戸小学校、南部小学校について、危機管理対策、公印管理状況、備品管理状況、薬品管理状況を中心に、関係教職員からの説明を求めた。いずれの学校についても、調査対象に関して特に指摘する事項は見受けられなかった。